

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年2月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.16	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示	<p>漁業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>(略)</p>	<p>漁業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>(略)</p>
2	P.18	【漁業分野の固有の基準（告示）】 ○3つ目	<p>○ 特定技能所属機関は、初めて漁業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、協議会に加入を申請し、協</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、漁業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会の構成員になる必要があ</p>

			議会の構成員として認められる必要があります。 (告示第1号関係)	ります。(告示第1号関係)
3	P.19	【留意事項】 ○1つ目及び2つ目	(新設) ○ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、上記の誓約書の提出が必要です。 ○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び上記の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	○ 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合であっても、協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。 ○ 令和6年6月15日より前においては、 ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、上記の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第12-1号)については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び上記の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
4	P.21	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準	漁業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公	漁業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機

		<p>【関係規定】 告示</p>	<p>私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>（略）</p>	<p>関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>（略）</p>
5	分野 参考様式第 12-1号	<p>【誓約事項】 3</p>	<p>3. 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。</p>	<p>3. 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。</p>
6	分野 参考様式第 12-1号	<p>【誓約事項】 6</p>	<p>6. 特定技能外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前記5に規定する必要な協力を行う者に労働者派遣等を行うこと。</p>	<p>6. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前記5に規定する必要な協力を行う者に労働者派遣等を行うこと。</p>